社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員の選定において当該社外役員候補者が株式会社東京証券取引所及び証券 会員制法人福岡証券取引所が定める独立性判断基準に加え、以下の各号に定める要件のい ずれにも該当しない場合、独立性を有するものと判断いたします。

- (1) 当社及び子会社の連結売上高の2%以上を占める取引先の業務執行者
- (2) 当社及び子会社が連結売上高の2%以上を占める取引先の業務執行者
- (3) 当社及び子会社の連結総資産の2%以上を占める借入先の業務執行者
- (4) 出資比率 10%以上の当社及び子会社の主要株主及び出資先の業務執行者
- (5) 当社及び子会社から年間 10 百万円以上の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- (6) 当社及び子会社から年間 10 百万円以上の寄付又は助成を受けている者又は組織 の業務執行者
- (7) 直前3事業年度のいずれかにおいて、上記(1)から(6)に該当する者
- (8) 当社及び子会社の取締役等の配偶者又は二親等以内の親族(以下、「近親者」という。)
- (9) 直前3事業年度のいずれかにおいて、上記(1)から(6)に該当する者の近親者
 - (注) 1. 社外役員とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、第16号に規定する社外監査である計算をいいます。
 - 2. 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、法人等の業務を執行する役員・社員、また、使用人も含まれます。なお、監査役は含まれません。
 - 3. 上記各号の要件のいずれかの事項に該当する場合であっても、当社が十分に独立性を有すると考える者については、その理由を説明することを条件に、独立役員とすることができるものといたします。

